

第 7 2 1 回 農 地 部 会 議 事 録

開 催 日 時	平成29年2月6日(月) 午後3時30分から		
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出 席 委 員	楠瀬 裕久 ・ 西野 幸一 ・ 横山 桂一 ・ 加藤 孝幸 ・ 田内 正博 ・ 成岡 三男 鍋島 義信 ・ 山崎 茂盛 ・ 澤本 和男 ・ 宮田 義久 ・ 竹内 義昭 ・ 中山 忠明 前田 貴美雄 ・ 島田 研一 ・ 久保 壽美男		
			以上15名
欠 席 委 員	森本 常喜 ・ 平田 文彦 ・ 宇賀 巖 ・ 氏原 嗣志 ・ 上田 博		
			以上5名
部会外出席委員	会長職務代理者 大野 哲		
			以上1名
事務局出席者	吉良事務局長 ・ 榮枝管理主幹 ・ 野中主任 ・ 宮地主任		
			以上4名
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 非農地証明願の件 議案外(報告) ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件		
備 考〔添付書類〕	○第721回農地部会議案書 ○現地案内図 ○現地写真(第1号議案案件4関連) ○書類不備の取扱いについて(案) ○農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地配分計画の認可について ○平成28年度今後のスケジュール(案)		

開 議 会 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第721回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。森本委員、平田委員、宇賀委員、氏原委員、上田委員、以上5名の委員より欠席の届出が参っております。部会委員総数20名中、出席委員数15名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、西野幸一委員と前田貴美雄委員の2名にお願いいたします。
議 議 長 野中主任	只今から議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は継続審議の案件を含め、全体で6件の申請が出されております。議案書は2ページをお開きください。 案件1と案件2は、譲渡人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。 案件1は、仁井田、市街化調整区域、畑、1,726㎡の内、持分3分の2を、案件2は、仁井田、市街化調整区域、畑、1,556㎡、外1筆、合計2,127㎡の内、1筆は持分2分の1を、もう1筆は持分の全部を、贈与により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は案件1についてはNo.1を、案件2についてはNo.2をご覧ください。それぞれピンクに塗った所が申請地です。 案件1の申請書の別添によりますと、譲受人二人は所有する農地の内、貸付をしている農地以外の全ての農地を耕作しており、今回の申請地ではショウガと花を耕作する予定であるとのことことです。 譲受人二人は、大農機具は所有しておりませんが、二人とも農業に従事しており、効率的な利用ができるとのことことです。 申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことことです。

なお、今回の申請が許可となり、所有権が移転されますと、譲受人二人の共有となります。

続きまして案件2は申請書の別添によりますと、譲受人二人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地ではショウガと花を耕作する予定であるとのことです。

なお、譲受人は南国市にも農地を所有しており、耕作状況について南国市農業委員会に確認しましたところ、全て耕作若しくは保全管理されているとのことです。

農機具につきましては、トラクター等6台の大農機具を所有しており、また、二人ともが農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

なお、今回の申請が許可となり、所有権が移転されますと、2筆とも譲受人二人の共有となります。

続きまして案件3は、仁井田、市街化調整区域、畑、1,200㎡の内330㎡を、譲受人の耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。現地案内図は転用する330㎡の部分のみに色を塗ってあります。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地ではイチジクを栽培する予定であるとのことです。

なお、現地案内図にも記載されておりますが、申請地には農業用倉庫がありますので、その倉庫の周囲においてイチジクを栽培する予定であるとのことです。

譲受人はトラクター1台を所有しており、妻も農業に従事しているため、効率的な利用が出来るとのことです。

申請地では農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

なお、譲渡人には成年後見人が選任されていることを、裁判所の審判書により確認しております。

案件4は、5月の第712回農地部会以降ご審議いただいておりますが、現地在耕作できる状態であると認められなかったため、継続審議となっている案件です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請地については、机上にお配りしている写真のとおりとなっております。

譲受人の営農状況等についても、申請書の別添に基づき説明させていただきます。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では柿とユズを耕作する予定であるとのことです。

なお、譲受人は南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町にも農地を所有しているため、各農業委員会にそれぞれの耕作状況について確認いたしましたところ、いずれも耕作又は保全管理されているとの回答を事務局で確認しております。

農機具については、トラクター等 11 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5名の臨時雇用者もいるため、効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして議案書 3 ページ、案件 5 は、布師田、市街化調整区域、田、544 m²を、部分贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有する農地を全て耕作又は管理しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等 4 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲と同じく水稻栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

案件 6 は、春野町西分、市街化調整区域、田、2,254m²を、譲受人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.6 をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機等 2 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事しているため効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積は5,462m²となっておりますが、これは本人の経営面積1,587 m²に田野町に居住する 2 親等以内の親族の経営面積3,875m²を加算した面積となります。

以上、案件 4 については、現地が耕作できる状態であると判断されれば、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件 1 から案件 3、案件 5 から案件 6 については、農地法第 3 条第 2 項各号

	には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 なお、現地については地元委員に確認をお願いしております。 以上で第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。
成岡委員	案件1から3については、地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	ありがとうございました。次に、第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。
竹内委員	案件4について、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、木の伐採や草刈等がなされており、耕作できる状態であると判断できたため、許可相当と認めました。案件5については、地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	最後に第四事前審査会の前田副委員長より報告をお願いします。
前田委員	案件6については、現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に移りますが、鍋島委員が案件1と案件2の当事者となっておりますので、鍋島委員は席を外してください。 (鍋島委員退席)
議 長	先に案件1と案件2について、審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1と案件2につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1と案件2につきましては、許可することに決定いたします。審議が終わりましたので、鍋島委員は席に戻ってください。 (鍋島委員着席)
議 長	次に、継続審議の案件4について審議をお願いいたします。案件4については、先程の事前審査会の報告では、現地が耕作できる状態であると判断できるということでしたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。お手元に現地写真があると思いますが、現地はこのような状態で、ユズや柿ならば耕作できるのではないかと思います。事前審査会の報告でした。ご意見やご質問はございませんでしょうか。

委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がなければ、審議を終わります。案件4につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件4につきましては、許可することに決定いたします。 続きまして、案件3、案件5、案件6について審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がなければ、審議を終わります。案件3、案件5、案件6につきましては許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件3、案件5、案件6につきましては、許可することに決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	今月は全体で8件の届出が出されております。議案書は5ページをご覧ください。 案件1は、横内、市街化区域、登記地目が雑種地、現況が畑、187㎡、外1筆、合計293㎡を、相続により平成27年12月15日に所有権を取得したことの届出です。 届出地は、転用の予定があり、あっせんの希望はないとのこと。 案件2は、鏡狩山、その他の区域、畑、851㎡、外1筆、合計1,914㎡を、相続により平成25年12月13日に所有権を取得したことの届出です。 届出地は、届出者が管理耕作しており、あっせんの希望はないとのこと。 案件3、案件4、案件5は被相続人が同じ関連案件ですのでまとめて説明いたします。 案件3は、一宮、市街化調整区域、畑、99㎡、外6筆、合計4,742.02㎡を、案件4は、一宮南町2丁目、市街化調整区域、田、1,261㎡、外2筆、合計2,492㎡を、案件5は、一宮中町3丁目、市街化区域、田、729㎡、外5筆、合計4,356㎡を、それぞれ、平成28年4月8日相続により所有権を取得したことの届出です。 届出地については一部は自身が管理し、その他の農地は知人に耕作を依頼しており、あっせんの希望はないとのこと。 案件6、案件7につきましても被相続人が同じ関連案件ですので、まとめて説明いたします。 議案書7ページ、案件6は、布師田、市街化調整区域、田、79㎡の持分2分の1、外2筆、合計702.5㎡を、議案書7ページから10ページにかけて、案件7は、布師田、

	市街化調整区域，田，1,006㎡，外17筆，合計12,039.24㎡を，それぞれ，平成28年6月23日相続により所有権を取得したことの届出です。 届出地についてはそれぞれ自身が耕作しているため，あっせんの希望はないとのこととです。 案件8は，春野町東諸木，市街化調整区域，田，841㎡，外3筆，合計3,328㎡を，平成26年7月5日，相続により所有権を取得したことの届出です。現地は届出者の親族が耕作しており，あっせんの希望はないとのこととです。 なお，全ての案件につきまして，相続登記が済んだことを事務局で確認しております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず，第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1と2については，受理相当と認めました。
議 長	次に三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。
竹内委員	案件3から7については，受理相当と認めました。
議 長	最後に第四事前審査会の前田副委員長より報告をお願いいたします。
前田委員	案件8については，受理相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見，ご質問がございましたらお願いします。
委 員	(意見，質問なし)
議 長	ご意見，ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案については，受理することに決定しますが，ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは第2号議案について，受理することに決定します。 続きまして第3号議案，農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は12ページをお開きください。 案件1は先月開催された第720回農地部会においてご審議いただきましたが，書類に不備があるため保留となった案件です。 申請者には部会の結果を伝え，書類の修正を依頼しており，申請者からは書類の修正について行政書士と相談し，提出する旨の回答がありましたが，現在まで提出されておられません。

議 長	以上で第3号議案の説明を終わります。 第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件1について、事務局から説明があったとおり、書類の不備があり、保留が妥当であると認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第3号議案につきましては、書類不備のため、保留といたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第3号議案につきましては、書類不備のため、保留とすることに決定いたします。 書類が不備な場合の取扱いについて、事務局から説明があるとのことですので。説明をお願いいたします。
榮枝管理主幹	はい。先月から書類不備による保留が続いていることから、昨年、ご審議いただいた農地法第3条の継続案件の取扱いと同様に、書類が不備である申請の取扱いについても一定の取り決めをしてはどうかと思いますので、取扱いについての案を提案させていただきます。 農地法第3条申請において、申請地が耕作できる状態であると判断されず継続審議となった案件については、翌月の農地部会までに申請地が耕作できる状態であると認められない場合で、申請の取下げもされていない場合には、当該申請について不許可の決定をすることになっております。 本日お配りしております資料3をご覧ください。書類不備の場合の申請の取扱いについて、案を記載しております。案としまして、資料の3の②に記載しておりますが、農地部会までに不備が是正されなかった場合、農地部会では保留として取扱う、次に③として、農地部会の後、書類不備の是正指導及び取下げの要望をする、そして最後、④で、次回の農地部会までに、書類不備の是正がされず、取下げもされていない場合には、3条申請については不許可の決定を行う、4条及び5条申請については不許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定する、という案を提案させていただきます。 この案で行きますと、先ほどの案件1については、今回保留と決定されましたので、この結果を申請者に伝えて是正指導を行い、次回、3月の農地部会までに書類が整わなければ、3月の農地部会で不許可の決定を行うこととなります。以上です。

議 長	事務局から、書類が不備である申請の取扱いについて説明がありました。書類不備を理由に農地部会で保留となった案件で、翌月の農地部会でも書類が整わなかった場合は不許可にするというものです。ただし、その取扱いは、次回3月の農地部会での審議分から適用するというものですが、ご意見やご質問がありましたらお願いします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら、書類不備を理由に農地部会で保留となった案件で、翌月の農地部会でも書類が整わなかった場合は不許可の決定を行う、ただし、その取扱いは、次回3月の農地部会での審議分から適用することに決定しますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、書類不備を理由に農地部会で保留となった案件で、翌月の農地部会でも書類が整わなかった場合は不許可の決定を行う、ただし、その取扱いは、次回3月の農地部会での審議分から適用することに決定します。 次に第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	今月は全体で31件の申請が出されており、内訳は、利用権の新規設定が8件、更新設定が23件です。 利用権設定についての総括表を掲載しております。1が、利用権設定の総括表です。 今月は、利用権を設定する者、貸人が31人で延べ32人、利用権の設定を受ける者、借人が22人で延べ32人となっています。 土地の内訳は、田が142筆、103,359.26㎡、畑が19筆、8,448.86㎡です。また、設定の内訳を見ますと新規設定が41筆、30,187.86㎡、更新設定が120筆、81,620.26㎡となっています。 期間別に見ますと3年未満が10筆、9,057㎡、3年から6年未満が127筆、90,777.12㎡、6年から10年未満が10筆、3,064㎡、10年以上が14筆、8,910㎡となっています。 以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。 それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。 議案書25ページから26ページの案件13は、布師田、田、478㎡、外5筆、合計4,961㎡を平成29年3月1日から平成34年2月28日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。 議案書26ページの案件14は、高須、田、760㎡、外3筆、合計5,047㎡を平成29

年3月1日から平成34年2月28日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本案件の申請地は未相続地ですが、設定期間が5年以内であり、相続権者の2分の1を超える同意があることを事務局で確認しています。

議案書30ページの案件22、案件23は、ともに中間管理権の設定により高知県農業公社が農地を借り受ける内容の申請です。

案件22は、大津乙、田、677㎡、外2筆、合計2,219㎡を平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、最終貸付予定者は現地で水稻を耕作する予定となっております。

案件23は、大津乙、田、1,260㎡、外1筆、合計2,032㎡を平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間貸すという賃借権の新規設定です。

最終貸付予定者は現地で水稻を耕作する予定となっております。

議案書31ページから33ページにまたがります案件25は、春野町弘岡下、田、287㎡、外18筆、合計6,950.86㎡を、平成29年3月1日から平成34年2月28日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書33ページの案件27と議案書34ページの案件29は、借人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。

議案書33ページの案件27は、春野町弘岡下、田、2,385㎡、外1筆、合計5,394㎡を、平成29年3月1日から平成32年2月29日までの3年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

議案書34ページの案件29は、春野町芳原、登記地目が田、現況が畑、1,471㎡の内、1,141㎡を、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの1年間貸すという使用賃借権の新規設定です。なお、借人は農家台帳に登録がないことから、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、借人はこれまで実家の母の農業を手伝ってきましたが、母の高齢化に伴い、今後は自身が中心となって営農していくことを計画したとのこと。申請地では落花生と花の栽培を行っていくとのこと。

続きまして、議案書34ページの案件28は、春野町弘岡下、田、110㎡、外3筆、合計2,443㎡を、平成29年3月1日から平成34年2月28日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本日の農地部会で計画が妥当なものと決定されますと、平成29年3月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

	以上で第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1, 妥当なものと認めました。
議 長	第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。
成岡委員	案件2から6について, 妥当なものと認めました。
議 長	次に, 第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。
竹内委員	案件7から23については, 妥当なものと認めました。
議 長	最後に, 第四事前審査会の前田副委員長より報告をお願いします。
前田委員	案件24から31については妥当なものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見, ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見, 質問なし)
議 長	ご意見, ご質問がないようですので, 審議を終わります。第4号議案につきまして, 妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第4号議案については, 妥当なものと決定いたします。
	次に第5号議案, 非農地証明願の件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	議案書は37ページをご覧ください。
	今月は2件の申請が出されており, それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。
	地区の内訳は, 潮江が1件, 春野が1件となっております。
	すべて地元委員の確認を得て, 証明書を交付しております。追認をお願いします。
議 長	第5号議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見, ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見, 質問なし)
議 長	ご意見, ご質問がないようですので, 審議を終わります。第5号議案については, 追認することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	ご異議ないようですので, 第5号議案については追認することに決定いたします。
	次に, 議案外報告を事務局より一括してお願いします。
野中主任	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件です。

議長
委員
議長
榮枝管理主幹

議案書は 39 ページをご覧ください。今月は 3 件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、鴨田が 1 件となっております。

全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件です。

議案書は 41 ページから 42 ページをご覧ください。今月は 4 件の届出が出されております。

地区の内訳は、議案書 41 ページに朝倉が 1 件、秦が 1 件、議案書 41 ページから 42 ページにまたがりまして鴨田が 2 件となっております。

全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件です。

議案書は 44 ページから 45 ページをご覧ください。

地区の内訳は、議案書 44 ページから 45 ページにまたがりまして五台山が 1 件、議案書は 45 ページに布師田が 1 件、介良が 1 件、大津が 1 件、議案書 45 ページから 46 ページにまたがりまして春野が 2 件となっております。

なお、案件 1 と案件 6 については 12 月部会で報告ができておりませんでした。申し訳ございません。

全ての案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。

以上で議案外の報告を終わります。

議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。
(意見、質問なし)

ないようでしたら、議案外報告を終わります。次に、農用地利用配分計画の認可について、事務局より報告があります。

農用地利用配分計画の認可について、ご報告いたします。本日机上配布しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に基づく農用地配分計画の認可について、と記載した資料をご覧ください。

農地中間管理事業としまして、高知県農業公社が土地の所有者から農地を借り受ける利用権設定につきまして、平成 28 年 11 月の農地部会でご審議いただき、計画が妥当なものと決定されたことを受けまして、平成 28 年 12 月 1 日付けで高知市が公告した案件が 2 件ございました。各案件につきまして、平成 28 年 12 月 27 日及び平成 29 年 1 月 4 日付けで県において認可され、貸付予定者への貸付が開始された旨の通知が

	県からありました。以上で報告を終わります。
事務局報告 吉良事務局長	(平成 28 年度今後のスケジュール (案) について別紙に基づき説明)
次回農地部会 議長	次回の農地部会は 3 月 6 日 (月) を予定しております。
閉 議長	以上で第 721 回農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 4 時 5 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 28 年 2 月 17 日

議長

中山 忠明

議事録署名委員

前田 貴美雄

議事録署名委員

西 野 幸 一

議事録作成者

宮地 由桂